

公益財団法人九州経済調査協会 寄附金受入規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人九州経済調査協会（以下「本協会」という。）における寄附金の取扱いに関する必要な事項を定め、寄附金の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協会における寄附金の取扱いについては、他に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、「寄附金」とは、本協会寄付行為に即した事業の実施を支援することを目的として寄附される現金、有価証券、不動産及び動産をいう。

(受入れに関する権限)

第4条 寄附金の受入れに関する権限は理事長が有する。

(受入れの制限)

第5条 寄附金を受入れようとする場合において、次に掲げる条件が付されているものは、受入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (3) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

2 前項に掲げるもののほか、理事長が法人の業務に支障があると認めるときは、受入れることができない。

(使途の特定)

第6条 理事長は、寄附の受入決定にあたり、寄附者があらかじめ使途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

(受入れの決定)

第7条 理事長は、寄附金を受入れようとする場合は、別紙第1号様式により、その申し出を受けるものとする。

2 理事長は、前項の申し出について、役員会又は機関に設置する会議等の議を経て受入れの決定をするものとする。

(受入れの通知)

第8条 理事長は、第7条第2項の決定をしたときは、寄附申出者に別紙第2号様式若しくは同様式に準じた書面により、受入れの決定を通知するとともに、会計責任者（「公益財団法人九州経済調査協会会計処理規定」第6条に規定する会計責任者をいう。）に、その旨通知するものとする。

2 会計責任者は、速やかに振込依頼書を発し、受入れの手続きをとるものとする。

(受入れ及び報告)

第9条 有価証券による寄附の受入れについては、受領後速やかに換金し受入れるものとする。

2 外国通貨による寄附については、受領後速やかに円貨に交換し受入れるものとする。

3 会計責任者は、寄附金の納入を受けたときは、寄附者に寄附金領収書(別紙第3号様式)を発行し、直ちに理事長に報告するものとする。

(礼状の送付)

第10条 理事長は、前条第3項の報告を受けたときは、寄附者に別紙第4号様式若しくは同様式に準じた書面により礼状を送付するものとする。

(寄附金の使用)

第11条 理事長は、寄附金を寄附の目的に従い適切に使用するものとする。

(使途の変更)

第12条 理事長は、次に掲げる場合には、当該寄附金の使途の変更を行うことができる。

(1) 寄附の目的が達せられたとき。

(2) 寄附の目的が達成できない場合で、役員会又は機関に設置する会議等の議を経てその内容が適当と認められるとき。

(寄附金の経理)

第13条 寄附金に係る経理については、公益財団法人九州経済調査協会会計処理規程の定めるところによるものとし、寄附の目的毎に収支を整理するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成23年2月1日から施行する。

2 平成25年4月1日一部改訂(財団法人から公益財団法人へ名称変更)

別紙第1号様式

令和 年 月 日

公益財団法人 九州経済調査協会
理事長 縄田真澄 殿

寄附者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては法人名及び職・氏名)

下記のとおり寄附します。

記

1. 寄附金額 円
2. 寄附の目的
3. 寄附の条件
4. その他

以上

別紙第2号様式

令和 年 月 日

様

公益財団法人 九州経済調査協会
理事長 縄 田 真 澄 印

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

このたびは、寄附金のお申し出をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和〇年〇月〇日付けでお申し出いただきました御寄附につきましては、有り難くお受けし、本協会の〇〇のために役立たせていただきたいと存じます。

つきましては、「寄附金の振込のお願い」により、お納めいただきますようお願い申し上げます。

以上

別紙第 3 号様式

寄附金領収書

様

寄付金額

上記のとおり寄附金を受領しました。

令和 年 月 日
公益財団法人 九州経済調査協会
理事長 縄 田 真 澄 印

本会は、所得税法施行令第 217 条第 1 項第 3 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる法人に該当しますので、「特定公益の増進に著しく寄与する法人等に対する寄附金に係わる損金算入限度額の特例」が適用されます。

別紙第4号様式

令和 年 月 日

様

公益財団法人 九州経済調査協会

拝 啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、本協会に対し下記の寄附金を御寄附くださいまして、厚くお礼申し上げます。こののち、御寄附の趣旨に沿って有意義に使用したいと存じます。

寄附金受領に際しまして、略儀ながら書中をもって御挨拶申し上げます。

敬 具

記

寄 附 金 額 円

寄 附 の 目 的

以上